

受験生・保護者の皆様へ

入学料・授業料などの振込みにあたって

入学料・授業料などを金融機関で振り込む際には、**本人確認書類**をご用意ください！



(運転免許証, 健康保険証, パスポートなど)

- 平成19年1月4日から、本人確認手続きに関する法令の改正*により、金融機関において10万円を超える現金**の振込みを行う場合には、**本人確認書類の提示**が必要となります
- 10万円を超える**入学料・授業料などの現金振込み**の際には、指定の振込み用紙とともに、**振込みの手続を行う方の本人確認書類**（運転免許証，健康保険証，パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

*マネー・ローンダリング，テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

**現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。（口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となる場合があります。）

- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学料・授業料などの振込みができません。
- 保護者の方などが、振込名義人（受験生・入学者など）に代わって振込みの手続きを行う場合には、金融機関において、振込みの目的（入学料・授業料などであること）を尋ねられることがあります。
- 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。

<関係する URL は次のとおりです。>

本人確認にご協力ください！（金融庁）→ <http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/01.pdf>

はやわかり本人確認法（金融庁）→ <http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/05.pdf>

金融庁ホームページ → <http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

文部科学省ホームページ → <http://www.mext.go.jp/>

本人確認にご協力ください!

平成19年1月4日以降、10万円を超える振込みは、次のような取扱いになります。ご協力をお願いいたします。

● 現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示のうえ、お振込み下さい。

ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

● 預貯金口座を通じて振込みを行う場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方でお振込みいただけます。

※ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みなどを行う際に、本人確認書類の提示が、本人確認法^(*)により求められることとなります。

* 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

● 提示が求められる本人確認書類

個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、
母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など

法人の場合：登記事項証明書など

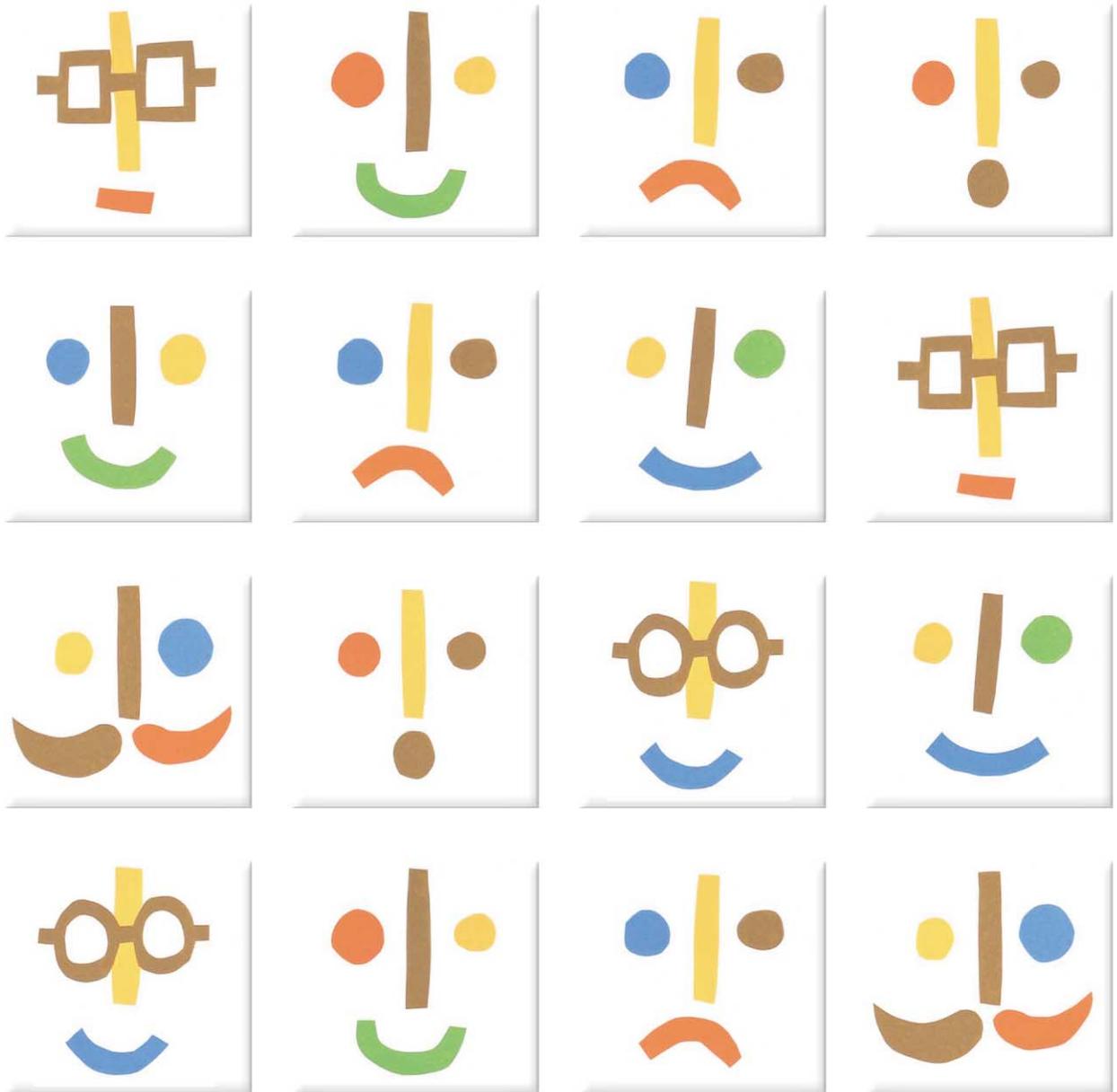
● 本人確認書類の提示が求められる場面

現 行	平成19年1月4日以降
<ul style="list-style-type: none">・ 預貯金口座の開設・ 200万円を超える大口現金取引・ 金銭の貸借・ 有価証券の売買・ 保険契約 など	10万円を超える現金の振込みなどを新たに追加

金融庁/警察庁/総務省/法務省/財務省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省

は や わ か り

本人確認法



背景

- 平成13年9月の米国同時多発テロ事件を受け、同年10月我が国も「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」に署名しました（平成14年6月受諾、同年7月発効）。同条約では金融機関による顧客の本人確認等の措置が要請されています。
- 近年の麻薬や銃器等犯罪の増加等の状況を踏まえ、マネー・ローンダリング対策が国際的に喫緊の課題となっています。
- これらに対応するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」が平成15年1月6日から施行されました。
- 平成16年12月には預金口座等の不正利用を防止するための改正が行われ、題名が「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改められました（同月30日施行）。

本人確認法の目的

本人確認法は、金融機関の顧客管理体制の整備を促進することで、捜査機関によるテロ資金や犯罪収益等の追跡のための情報を確保し、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐこと等を目的としています。

本人確認とは

金融機関が公的証明書により顧客の本人特定事項（顧客が自然人である場合は当該自然人の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を確認することです。

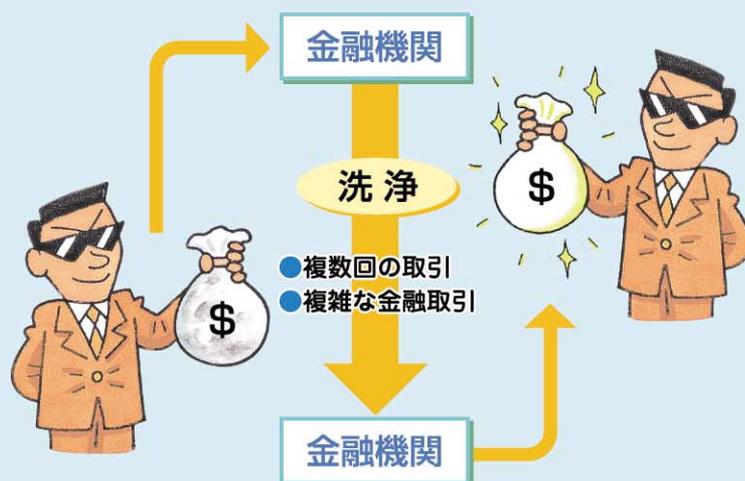
対象金融機関

本人確認法では、規制の抜け道をなくすため、銀行、証券会社、保険会社、郵便局等、金融機関に幅広く本人確認義務が課されます。

1 テロ資金供与のチェック



2 マネー・ローンダリング(資金洗浄)のチェック



本人確認の方法

個人の場合

■店頭で

(a)窓口で以下の公的証明書の原本の提示を受ける方法

運転免許証、各種健康保険証・年金手帳等、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、取引に利用する印鑑の印鑑登録証明書など

(b)窓口で以下の公的証明書の原本の提示を受けるとともに、顧客の住居に取引関連書類（キャッシュカード等）を書留郵便等で返送する方法

住民票の写し、戸籍の謄本・抄本、取引に利用する印鑑以外の印鑑登録証明書、外国人登録原票の写しなど

■郵送、電話、インターネット等で

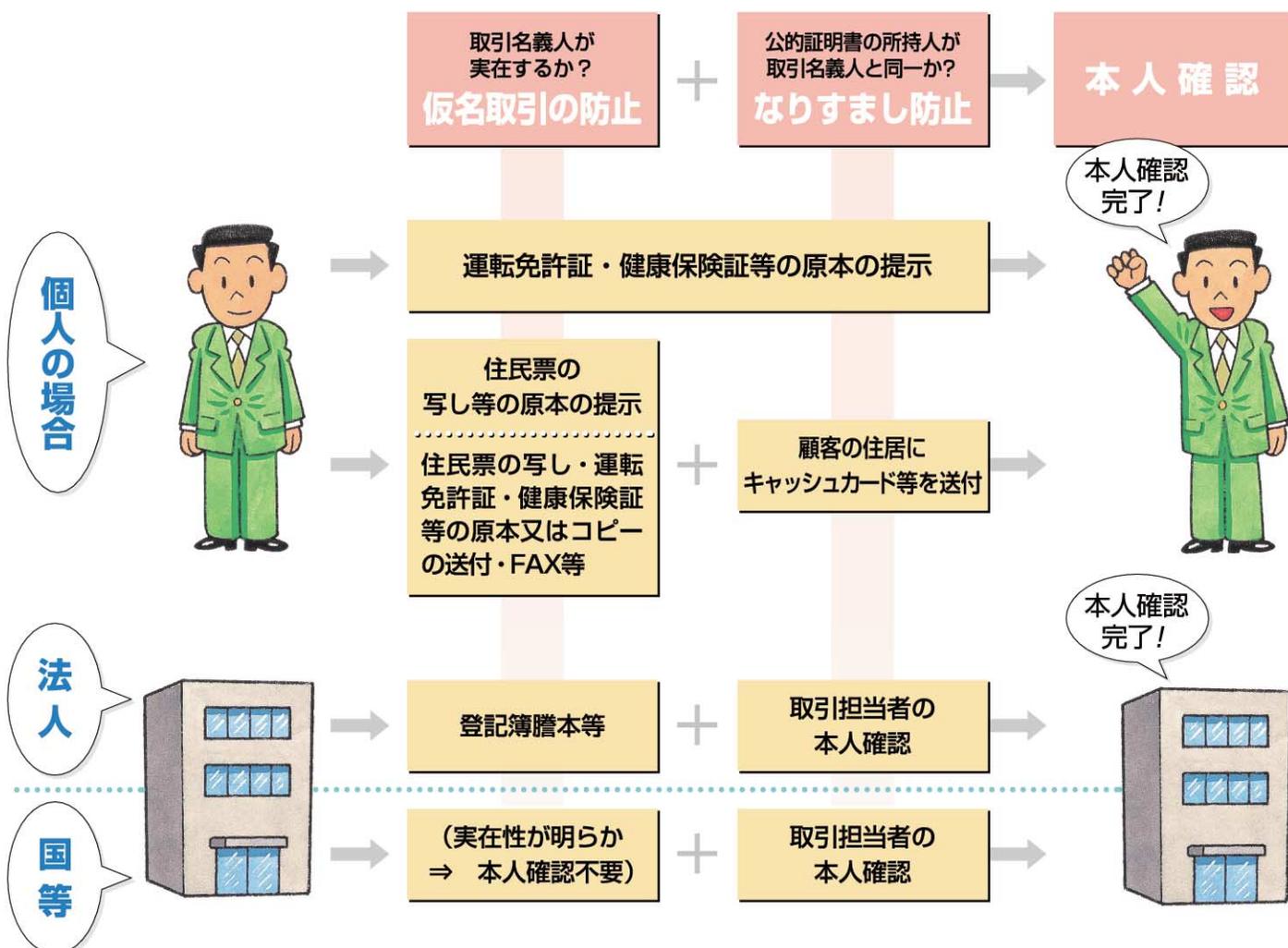
金融機関は、公的証明書の原本又はコピーの送付（FAXでも可）を受けるとともに、顧客の住居に取引関連書類（キャッシュカード等）を書留郵便等で返送することが必要です。公的証明書は上記(a)(b)いずれでも構いません。

代理人を利用した取引の場合

顧客が代理人を利用して取引する場合は、顧客と実際の取引担当者（例：銀行窓口に来て取引を行う者）双方の本人確認が必要です。取引担当者が代理人を装う場合、取引担当者自身の本人確認情報が、事後的な資金追跡に際して重要であるからです。

法人の場合

- * 法人と実際の取引担当者双方の本人確認が必要です。
- * 法人の本人確認は、登記簿謄本・抄本や印鑑登録証明書等の提示又は送付を受けることにより行います。
- * 国等が顧客である場合は、取引担当者のみ本人確認を行います。



○虚偽の申告

本人確認法では、顧客が本人確認に際して本人特定事項を偽ることを禁止しており、本人特定事項を隠蔽する目的をもって本人特定事項を偽った場合には罰則が適用されます。

○金融機関の免責規定

本人確認法では、金融機関は、顧客が本人確認に応じない場合には、本人確認に応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けています。

○本人確認記録の作成・保存

金融機関が本人確認を行った場合、直ちに本人確認記録を作成し、口座を閉鎖した日等から7年が経過するまで保存しなければなりません。

本人確認記録には、顧客の本人特定事項の他、確認担当者名、日付、確認方法及び取引記録を検索するための事項等を記載します。

取引記録の作成・保存

金融機関は、顧客との間で金融業務に係る取引を行う場合、直ちに当該取引の記録を作成するとともに、その取引が行われた日から7年が経過するまで保存しなければなりません。ただし、少額の取引等（1万円以下の取引等）の場合には、作成する必要はありません。

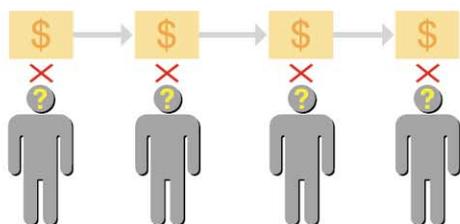
取引記録には、口座番号等の本人確認記録を検索するための事項、取引の日付、種類及び金額等を記載します。

(注) 農業協同組合等の金融業務以外の業務も営む金融機関については、金融業務以外の業務に関しては、本法上の取引記録の作成・保存義務の対象にはなりません。

本人確認を行い、本人確認記録・取引記録を作成・保存する理由

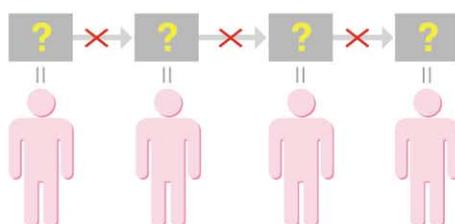
金融機関が顧客の本人確認を行い、本人確認記録及び取引記録を作成・保存することにより、顧客情報からも取引情報からも資金の流れが明らかとなります。

*取引記録は存在するが、顧客の本人確認等が行われていない場合



怪しい取引を発見しても、取引者が不明では資金の所在が不明です。

*顧客の本人確認を行い、本人確認記録は存在するが、取引記録が存在しない場合



怪しい人物の過去の取引を洗い出そうとしても、取引内容が不明では資金の流れを解明できません。

本人確認場面

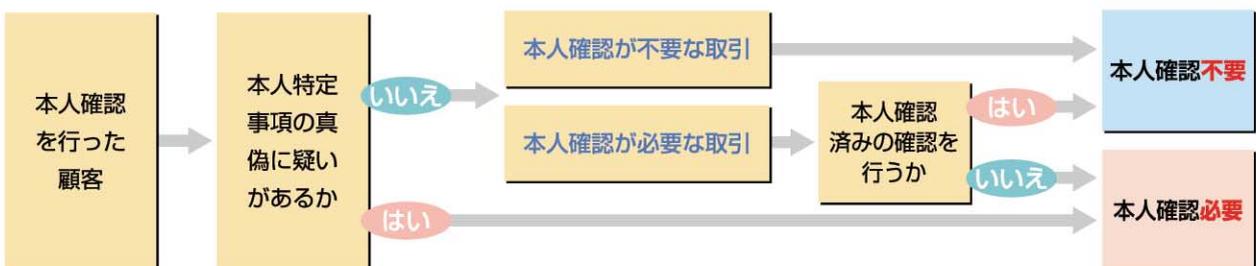
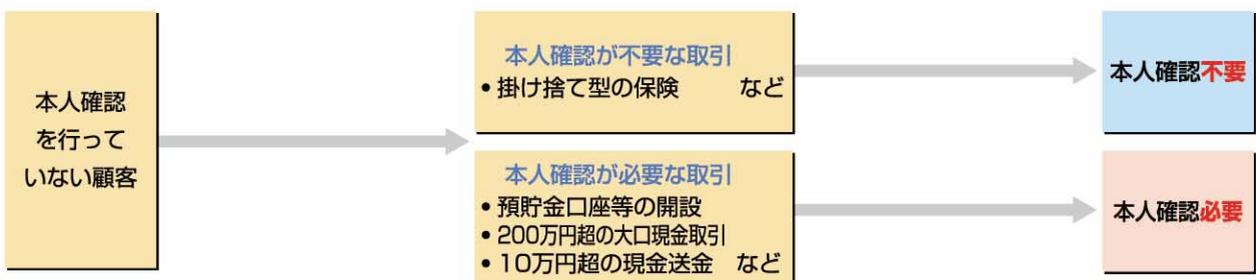
○本人確認場面

- ① 取引関係の開始時（銀行等の預貯金口座の開設、信託取引の開始、有価証券の売買、保険契約の締結等）
- ② 大口現金取引等を行う際（現金等による200万円を超える取引）
- ③ 10万円を超える現金の振込み等を行う際*（平成19年1月4日以降）
 - * 預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方で振込みを行うことができます。
ただし、口座開設の際に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。
- ④ 本人特定事項の真偽に疑い（本人特定事項の虚偽告知・名義人へのなりすまし等の疑い）がある顧客との取引等を行う際

○本人確認済みの確認

金融機関が一度本人確認を行っている顧客について、次回以降の取引では本人確認済みの顧客であることを確認できれば、再度の本人確認は不要です。ただし、顧客の本人特定事項の真偽に疑いがある場合には、再度の本人確認が必要です。

本人確認済みの確認方法は、①職員との面識、②通帳等の顧客が本人であることを示す物の提示・送付、③パスワード等の本人しか知り得ない事項の申告等です。



*本人確認を行わなくてもよい取引であっても、テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引については、疑わしい取引の届出の対象となります。疑わしい取引の届出制度については金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/fiu/fiu.html>）を参照して下さい。

*本法施行前に業界自主ガイドライン・旧大蔵省通達等に基づいて本人確認が行われていれば、本人確認済みとみなされます。



—はやわかり本人確認法—

お問合せ先

金融庁 総務企画局 企画課
〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
TEL03-3506-6000 (代表)
<http://www.fsa.go.jp/>

平成18年9月

金融庁



[ホーム](#) > [金融庁の政策](#) >

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

マネー・ローンダリング、テロ資金対策に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を目的として、平成15年1月6日から、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)」が施行されました。これにより、金融機関等に対し、顧客との間で預貯金契約の締結等の取引を行う際に当該顧客の本人特定事項(自然人は氏名、住居及び生年月日、法人は名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認し、その記録を作成・保存すること、取引の記録を作成し保存すること、が義務付けられることとなりました。

また、平成16年12月には、預金口座等の不正利用を防止するための改正が行われ、題名が「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改められました(同月30日施行)。

今般の本人確認法施行令の改正について

今般、マネー・ローンダリング、テロ資金対策のため、10万円を超える現金送金などを行う際に送金人の本人確認等を義務付ける、本人確認法施行令、本人確認法施行規則の改正が行われました(平成18年9月22日公布)。

本改正は平成19年1月4日から施行される予定であり、それ以降は、ATMでは10万円を超える現金の振込みができなくなるなど、利用者の方々にはご不便をおかけする面があります。

しかしながら、この改正は、マネー・ローンダリング、テロ資金対策という目的のために、国際的な要請を受けて行うものですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、現金でなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM・窓口のいずれにおいても、引き続き従来と同様のやり方で振込みを行うことが基本的に可能です(口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります)。

本改正の概要・条文については、以下に掲載していますので、内容のご理解にお役立てください。

 [本人確認法施行令の改正について \(PDF：91K\)](#)

 [本人確認にご協力ください！（同内容のポスターを金融機関等に配布） \(PDF：217K\)](#)

 [本人確認法施行令の一部を改正する政令、本人確認法施行規則の一部を改正する命令の概要 \(PDF：88K\)](#)

 [本人確認法施行令の一部を改正する政令新旧対照表 \(PDF：85K\)](#)

 [本人確認法施行規則の一部を改正する命令新旧対照表 \(PDF：99K\)](#)

パンフレットなど

 [はやわかり本人確認法 \(PDF：1,455K\)](#)

[アクセスFSA創刊号【トピックス】本人確認法の施行について](#)

法律・政省令

法律等の条文につきましては「[法令データ提供システム/総務省行政管理局](#)

」をご利用ください。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）

○  [概要 \(PDF：150K\)](#)

○ [預金口座等の不正利用防止法の施行について](#)

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成14年政令第261号）

○  [概要 \(PDF：100K\)](#)

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成14年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）

○  [概要 \(PDF：67K\)](#)

パブリックコメント

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）

[公表](#)
[結果](#)

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントの結果について

[公表](#)
[結果](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2006 金融庁 All Rights Reserved.

文部科学省

[Home](#) > [トピックス](#) > 金融機関における入学金等の納付手続き（本人確認の強化）について

金融機関における入学金等の納付手続き（本人確認の強化）について

このたび、平成18年9月22日付けで金融庁所管の法令の改正が行われ、平成19年1月4日から、金融機関における入学金などの納付手続きが大きく変わります。

受験生や保護者の方々、関係学校、所轄庁においては、十分ご注意ください。よろしくお祈りします。

- [1. 金融庁の法令改正について](#)
- [2. 改正に伴う学校への影響について](#)
- [3. 関係学校における事務処理上の留意事項について](#)
- [4. 通知・資料など](#)

1. 金融庁の法令改正について

平成19年1月4日から、10万円を超える現金での振込みなどについて、金融機関に顧客の本人確認を行う義務が課されます。

本人確認とは...

本人確認法（正式名称は「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」）の関係法令により、金融機関の利用者は、預貯金口座の開設や200万円超の大口の現金の取引等を行う場合に、運転免許証などの「本人確認書類」を金融機関に提示しなければなりません。

今回の改正の内容は...

マネー・ローンダリングやテロ資金対策の国際的な要請から、金融機関での現金の送金等について、送金人の本人確認が強化されます。具体的には、平成19年1月4日からは、10万円を超える現金での振込み等を行う際にも、「本人確認書類」を金融機関に提示しなければなりません。

2. 改正に伴う学校への影響について

平成19年1月4日以降は、10万円を超える入学金などについて、金融機関の窓口で現金を持ち込んで振込みを行おうとする場合、振込みの手続きを行う者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）を提示しなければなりません。

ATMは現金の振込みができません

ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません。

なお、現金ではなく、口座開設時に本人確認が済んでいる預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATMと窓口のいずれにおいても本人確認が不要です。

誰の本人確認書類が必要か

窓口で振込みの手続きを行う者の本人確認が行われます。振込名義人に代わって保護者が行う場合にあっては、その保護者が本人確認書類を提示しなければなりません。

なお、一般に、振込名義人と異なる者が振込みを行う場合には、金融機関の窓口で理由を聞かれることがありますので、ご注意ください。

必要な書類は...

代表的な本人確認書類には、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、パスポートなどがあります。実際に必要な書類については、利用する金融機関へお問い合わせください。

平成19年1月4日以降、入学金等の現金での振込みに際して本人確認が必要な対象となる学校は、次のとおりです。

国立学校

国立大学法人の設置する国立大学（附属学校を含む。）、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する国立高等専門学校

文部科学大臣の所轄の学校

公立大学法人の設置する大学、私立大学、私立高等専門学校

都道府県知事の所轄の学校

私立の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園）、専修学校、各種学校

都道府県・市町村の設置する学校は...

本人確認法の関係法令では、国・地方公共団体への金品の納付は、金融機関に対する本人確認義務の対象から除外されています。したがって、都道府県及び市町村の設置する学校に係る入学金の現金振込みについては、本人確認が不要です。

独立行政法人などは...

国立大学法人・国立高等専門学校機構・公立大学法人は、国・地方公共団体に含まれません。したがって、これらの法人が設置する大学・高等専門学校に係る入学金を現金で振込む

には、本人確認書類の提示が必要となります。

公立大学法人の設立を検討している地方公共団体は、ご注意ください。

3. 関係学校における事務処理上の留意事項について

関係学校においては、入学志願者及び保護者等への本改正に関する周知に係る措置を適切に講じるよう努めてください。また、学生生徒納付金の取扱事務に混乱を生じないよう体制の整備に努めてください。

周知措置の参考例

- イ 今後公表する募集要項や入学に要する諸手続きを記載する書類中に、入学金等について、「金融機関の窓口で10万円を超える現金での振込みを行う場合、振込みを行う者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）を提示しなければならない」旨を分かりやすく明記する。
- ロ 合格通知その他入学手続き書類とともに、金融機関における10万円を超える現金での入学金等の納付手続きに当たって、本人確認書類を持参して提示しなければならない旨を周知する書類を入学志願者に交付する。
周知文の作成例（金融庁作成）は、[別添3](#)（Word：78KB）を参照してください。
- ハ 各学校の運営するホームページにおいて、入学者の選抜の方法、学力検査の日程その他の入学志願者に向けた情報とともに、本改正の概要や入学金等の振込みの際の注意点を掲載する。
- ニ 各学校が実施する学力検査や面接等の試験場において、試験の終了後、監督者等から入学金等の振込みの際の注意点を伝える。

その他の取組み

- イ 各学校に所属する教職員に対し、本改正の内容を十分に周知し、関係者が一体となって適切な対応をとることができる体制を整える。
- ロ 仮に本改正の不知を理由とした振込みの遅延が発生した場合には、合格者の負担等に配慮して納付期限を取扱う等、弾力的な対応について検討する。

4. 通知・資料など

平成18年11月1日付け大臣官房総務課長通知

[全体版](#)（PDF：281KB）

[本文](#)

[別添1](#)

[別添2](#)（PDF：220KB）

[別添3](#)（Word：78KB）

[周知文作成例](#)（Word：78KB）

[金融庁ホームページはこちら](#)

（[金融庁ホームページへリンク](#)）

（大臣官房総務課法令審議室）

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)